

一般社団法人日本理科教育学会 2020年度第6回理事会議事録

1. 日時 2021年06月26日(土) 13時00分～15時45分
2. 開催方法 オンライン会議システムを利用
3. 出席役員数 理事総数23名 出席理事17名 監事総数2名 出席監事2名

4. 出席者

理事 稲垣成哲 藤井浩樹 安藤秀俊 岡田 努 加藤圭司
佐藤寛之 松原道男 荻原 彰 石塚 亙 栢野彰秀
松森靖夫 久保田善彦 中山 迅 山下修一 栗原淳一
平田昭雄 山口悦司
監事 三崎 隆 和田一郎
オブザーバ 出口明子

5. 報告事項

- 第1号報告 事務局報告の件(資料1-1-1～1-1-6)
- 第2号報告 2021年度・第71回全国大会(群馬大会)準備状況の件(資料1-2)
- 第3号報告 2022年度・第72回全国大会(北海道大会)準備状況の件
- 第4号報告 創立70周年記念出版・準備状況の件(資料1-4)
- 第5号報告 委員会・タスクフォース等報告の件
- 第6号報告 支部報告の件
- その他

6. 決議事項

- 第1号議案 2021年度事業計画及び収支予算の件(資料2-1-1～2-1-10)
- 第2号議案 定款の変更の件(第4章第12条(評議員の選任))(資料2-2)
- 第3号議案 定款細則の改定の件(評議員・役員等選任細則)(資料2-3)
- 第4号議案 各種委員会規程の改定の件(副委員長関連の条項の追加等)(資料2-4)
- 第5号議案 一般社団法人日本理科教育学会フェロー制度の件(資料2-5-1～2-5-6)
- 第6号議案 「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会委員長の選任の件
- 第7号議案 2021年度定時評議員会招集事項の変更の件
- 第8号議案 2021年度第1回理事会招集の件
- その他

7. 議事の経過の概要

定刻に至り、オンライン会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることを確認した。定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり、挨拶の後、本日の理事会は理事及び監事の出席数が定款第35条に規定する定足数を満たしているため、本会が有効に成立していることを報告した。

第1号議案 2021年度事業計画及び収支予算の件

議長の指示により、第71回全国大会実行委員会・栗原淳一理事、各支部理事、各種委員会等委員長等理事より、資料2-1-1～資料2-1-9に基づき、2021年度事業計画について説明がなされた。その後、事務局山口悦司理事から、資料2-1-10に基づき、2021年度収支予算

の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第2号議案 定款の変更の件（第4章第12条（評議員の選任））

議長より、資料2-2に基づき、定時評議員会において定款第4章第12条（評議員の選任）についての変更を提案する旨の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会定款 第4章第12条（評議員の選任）

【変更前】下線部分変更

第12条 評議員は支部ごとに正会員による選挙により選出される。その定数は概ね150名程度で、選挙は2年に一度、原則として5月に行う。選挙に関する細則は理事会において定める。

【変更後】下線部分変更

第12条 評議員は支部ごとに正会員による選挙により選出される。その定数は概ね150名程度で、選挙は2年に一度、原則として8月に行う。選挙に関する細則は理事会において定める。

以上

第3号議案 定款細則の改定の件（評議員・役員等選任細則）

議長より、資料2-3に基づき、評議員・役員等選任細則の改定の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会定款細則 評議員・役員等選任細則 第1条（評議員の選任）

【変更前】下線部分変更

第1条（評議員の選任）評議員は各支部において、支部の正会員より各支部が定める支部規定の人数に基づいて選任される。ただし、原則として初等中等教育関係者を加えるものとする。

附 則 2015年7月1日制定

附 則 2020年12月12日改定

【変更後】下線部分変更

第1条（評議員の選任）評議員は各支部において、支部の正会員より各支部が定める支部規定の人数に基づいて選任される。ただし、原則として初等中等教育関係者を加えるなど、ダイバーシティにも配慮するものとする。

附 則 2015年7月1日制定

附 則 2020年12月12日改定

第4号議案 各種委員会規程の改定の件（副委員長関連の条項の追加等）

議長より、資料 2-4 に基づき、各種委員会規程の改定の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会
「理科教育学研究」編集委員会規程

【変更前】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会規程

2015年7月31日制定

2019年7月20日改定

2020年8月21日改定

（設置）

第1条 定款第44条に基づき、本会に理科教育学研究編集委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（目的）

第2条 本委員会は、第1章第3条2に定める理科教育学研究の編集・刊行の業務を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 本委員会は、委員長1名、委員6名程度、編集事務若干名を以て組織する。
2 編集・刊行の業務を円滑にするために、編集委員会に事務局及び事務支局をおくことができる。

（委員長、委員、編集事務）

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。
2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。
3 編集事務は正会員の中から、委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員長、委員、編集事務の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
3 本委員会開催の都度、委員または編集事務は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

- 4 本委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。
5 本委員会の会議は、対面及び電子メールにより行う。

(業務)

第7条 本委員会は、理科教育学研究の編集・刊行に係わり次の業務を行う。

- (1) 理科教育学研究の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- (2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。
- (3) 原著論文等の投稿受付に関すること。
- (4) 査読者の選定に関すること。
- (5) 原著論文等の掲載の決定に関すること。
- (6) 特集に関する編集を担当する特集号編集委員会の設置に関すること。
- (7) その他、編集・刊行に関すること。

(計画・予算)

第8条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第9条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2019年7月2日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

【変更後】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会規程

2015年7月31日制定

2019年7月20日改定

2020年8月21日改定

2021年6月26日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第3条2に定める「理科教育学研究」の編集・刊行の業務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員6名程度、編集事務若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 編集・刊行の業務を円滑にするために、編集委員会に事務局及び事務支局を置くことができる。

(任免及び任期)

第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び編集事務は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、編集事務の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(5 削除)

(業務)

第6条 本委員会は、「理科教育学研究」の編集・刊行に係わり次の業務を行う。

(1) 「理科教育学研究」の企画、編集、発行の基本方針に関すること。

(2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。

(3) 原著論文等の投稿受付に関すること。

(4) 査読者の選定に関すること。

(5) 原著論文等の掲載の決定に関すること。

(6) 特集に関する編集を担当する特集号編集委員会の設置に関すること。

(7) その他、編集・刊行に関すること。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2019年7月2日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

附則 この改定は、2021年6月26日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 「理科の教育」編集委員会規程

【変更前】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会「理科の教育」編集委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会「理科の教育」編集委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（目的）

第2条 本委員会は、学会員への学術成果・情報の提供及び社会への公開と還元等、理科教育の本質を追究する学会誌としての「理科の教育」の編集を目的とする。

（組織）

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

（委員）

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（業務）

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

2 理科教育界の動向をタイムリーにとらえた特集テーマの検討・決定・編集。

3 現場に直結した教材研究や実験・観察、指導法の工夫、基礎教養としての科学講座などの編集、「学会通信」を通じて本会の会員に必要な情報の提供。

4 その他必要な業務。

（計画・予算）

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

（報告）

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委

員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

【変更後】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会「理科の教育」編集委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

2021年6月26日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会「理科の教育」編集委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第3条2に定める「理科の教育」の編集・刊行の業務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

(任免及び任期)

第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の「理科の教育」の編集・刊行にかかわる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 理科教育界の動向をタイムリーにとらえた特集テーマの検討・決定・編集。

(2) 現場に直結した教材研究や実験・観察、指導法の工夫、基礎教養としての科学講座などの編集、「学会通信」を通じて本会の会員に必要な情報の提供。

(3) その他必要な業務.

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

附則 この改定は、2021年6月26日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会
教育課程委員会規程

【変更前】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会教育課程委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会教育課程委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会における教育課程に関する研究の活性化を目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

1) 会員による教育課程研究の活性化につながる調査・研究

2) 会員による教育課程研究の活性化につながる企画の立案・実施

3) その他必要な業務

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

【変更後】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会教育課程委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

2021年6月26日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会教育課程委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会における教育課程に関する研究の活性化を目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

(任免及び任期)

- 第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。
2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。
3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。
2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。
4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

- 第6条 本委員会は、第2条の教育課程にかかわる目的達成のために次の業務を行う。
(1) 会員による教育課程研究の活性化につながる調査・研究。
(2) 会員による教育課程研究の活性化につながる企画の立案・実施。
(3) その他必要な業務。

(計画・予算)

- 第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

- 第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

- 第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

附則 この改定は、2021年6月26日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会
国際交流委員会規程

【変更前】下線部分変更
一般社団法人日本理科教育学会国際交流委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会国際交流委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の国際交流に関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の国際交流に関わる目的達成のために次の業務を行う。

1) 各国の学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

2) 諸外国の理科教育に関する情報提供等及び外国人研究者・教師等によるセミナーの開催。

3) 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究・交流に関すること。

4) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

【変更後】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会国際交流委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

2021年6月26日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会国際交流委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の国際交流に関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

(任免及び任期)

第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の国際交流にかかわる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 各国の学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

(2) 諸外国の理科教育に関する情報提供等及び外国人研究者・教師等によるセミナーの開催。

(3) 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究・交流に関すること。

(4) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

附則 この改定は、2021年6月26日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 広報委員会規程

【変更前】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会広報委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会広報委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会のホームページやインターネットを利用した学会員への情報の提供、学術成果の社会への公開と還元、国内外の関連学会の情報提供交換等に関する活動を実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 学会のホームページの作成、管理及び運用。
- 2) インターネットによる本会の情報サービス。
- 3) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

【変更後】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会広報委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

2021年6月26日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会広報委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会のホームページやインターネットを利用した学会員への情報の提供、学術成果の社会への公開と還元、国内外の関連学会の情報提供交換等に関する活動を実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

(任免及び任期)

第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。
2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。
4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

- 第6条 本委員会は、第2条の広報にかかわる目的達成のために次の業務を行う。
(1) 学会のホームページの作成、管理及び運用。
(2) インターネットによる本会の情報サービス。
(3) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

附則 この改定は、2021年6月26日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会
学術連携委員会規程

【変更前】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会規程

2020年8月21日制定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の学術連携に関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第7条 本委員会は、第2条の学術連携に関わる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 国内の理科教育関連学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

(2) 教科「理科」関連学会協議会(CSERS)に関すること(構成学会としての参加、発言、議決権の行使等)。

(3) その他必要な業務。

(計画・予算)

第8条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第9条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2020年8月21日より施行する。

【変更後】下線部分変更

一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会規程

2020年8月21日制定

2021年6月26日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会(以

下「本委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の学術連携に関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

(任免及び任期)

第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の学術連携にかかわる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 国内の理科教育関連学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

(2) 教科「理科」関連学会協議会(CSERS)に関すること(構成学会としての参加、発言、議決権の行使等)。

(3) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2020年8月21日より施行する。

附則 この改定は、2021年6月26日より施行する。

以上

第 5 号議案 一般社団法人日本理科教育学会フェロー制度の件

議長より、資料 2-5-1～2-5-6 に基づき、一般社団法人日本理科教育学会フェロー制度細則、フェロー候補者推薦書等の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 6 号議案 「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会委員長の選任の件

議長の指示により、「理科教育学研究」編集委員会委員長の松森靖夫理事から、資料 2-1-2 に基づき、「理科授業と教材・教具」をテーマとする特集及び「将来を切り拓く若手研究者による理科教育学研究」をテーマとする特集に係る特集編集委員会委員長に和田一郎監事を指名することに関して説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 7 号議案 2021 年度定時評議員会招集事項の変更の件

議長より、2021 年度定時評議員会招集事項について、開催日時の変更の提案がなされた。審議の結果、開催日時について、2021 年 7 月 31 日（土）13 時 30 分より開催することから、2021 年 8 月 7 日（土）13 時 30 分より開催することへと変更することを全員異議なく承認可決した。なお、開催方法についてはオンライン会議システムを利用して開催すること、決議事項については 2020 年度事業報告及び決算の件、定款の変更の件、学会表彰者の件、理事及び監事の選任の件等とすることを確認した。

第 8 号議案 2021 年度第 1 回理事会招集の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、2021 年度第 1 回理事会の開催日時、開催方法、決議事項、報告事項についての説明がなされた。審議の結果、開催日時と開催方法については 2021 年 7 月 17 日（土）13 時 00 分よりオンライン会議システムを利用して開催すること、決議事項については 2020 年度事業報告及び収支決算の件、2021 年度学会各賞候補者の件等とすることを全員異議なく承認可決した。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、15 時 45 分散会した。